

令和元年11月14日

保護者様

岐阜県立多治見高等学校
校長 鈴木 彰

学校感染症罹患時の対応及び提出書類について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

従来から「学校保健安全法」に定められている学校感染症にかかり、回復して登校する場合には、原則として医師の診断書や治癒証明書を提出していただいています。昨年度より、インフルエンザに限り、保護者様の署名・捺印にて証明に代えることができるようになりましたのでお知らせします(裏面参照)。ただしその際、インフルエンザで医療機関を受診したことが証明できる書類を必ず添付していただきますよう、お願いします。

なお、学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他者への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を学級担任に提出してください。

- ① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。休日の場合は休日明けの朝で結構です。
(多治見高等学校 電話：0572-22-4155)
- ② 自宅療養後、登校時に該当の様式に、必要事項を記入(医師又は保護者)の上、提出してください。
 - ※ 登校時に提出困難な場合は後日でも結構です。担任もしくは養護教諭に相談してください。
 - ※ 医療機関において発行していただける証明書でも結構です。

〈インフルエンザの場合〉

- ・本校の様式「インフルエンザ診断・治癒報告書」をご利用ください。(医師の証明不要)

〈インフルエンザ以外の感染症の場合〉

- ・従来通りの様式「学校感染症の診断書及び証明書」をご利用ください。(医師の証明必要)

*出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準

病 名		出席停止の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
第 3 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・コレラ・細菌性赤痢	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・腸管出血性大腸菌感染症	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。
	・腸チフス・パラチフス	
	・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	

--	--	--	--	--

インフルエンザ診断・治療報告書

岐阜県立多治見高等学校

____年 組 ____番 氏名 _____

下記のとおり、医療機関にてインフルエンザと診断され、療養に必要な期間が終了したことを報告します。※療養に必要な期間とは、学校保健安全法施行規則に規定されている、「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」とする。

□ 診断名	インフルエンザ（A型・B型・疑い・不明）
□ 発症（発熱）日	令和 ____年 ____月 ____日
□ 受診日	令和 ____年 ____月 ____日
□ 受診医療機関	_____
□ 解熱日	令和 ____年 ____月 ____日
□ 療養期間	令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日

上記の内容に、相違ありません。

令和 ____年 ____月 ____日 保護者氏名 _____ 印

※別紙にインフルエンザで受診したことが分かる書類（調剤説明書や領収書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関等が記入されたもの）を必ず添付してください。

受診証明書類（コピー）添付欄

<参考>

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後
2日が経過している

発症後
5日が経過している



学校感染症の診断書及び証明書

岐阜県立多治見高等学校
____年 組 ____氏名 _____

- 上記の者について、次の感染症（○印）と診断しました。
- 上記の者について、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日（ ____日間）まで出席を停止したことを認めます。

病名	出席停止期間の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治療するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
第2種	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 { 溶連菌感染症、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎 ()	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名 _____

医師名 _____

※インフルエンザ診断・治療報告書、学校感染症の診断書及び証明書につきましては、学校のホームページよりダウンロードしていただくことが可能です。